

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十二(十一) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平 . .	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	
当期積立額	2		均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
(2) のうち損金経理 による積立額	3		均等益金算入額 (17) × —	18	
(2) のうち剰余金の 処分による積立額	4		同上以外の場合による 益金算入額	19	
空港用地取得価額の計 算	5	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	計 (18) + (19)	20	
空港用地取得価額の計 算	6	空港用地取得価額基準額 (5) × $\frac{1}{10}$	当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「39の①」又は(別表 四の二「47の①」+「48の①」 +「49の①」+「50の①」))	7		期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)	22	
新関空会社所得金額	8		貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23	
新関空会社欠損金額	9		差 引 (23) - (22)	24	
((7)+(8)又は(7)-(9)) × $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10		照表の取崩不足額 (25) - ((23) - 前期の(23))	25	
算得基準額	11		限度超過額 (2) - (14)	26	
空港用地整備債務基準額 (12) - ((16) - (19)) (マイナスの場合は0)	13		当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	27	
積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14		前期末における差額 (前期の(24))	28	
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額)	15				

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57第1項」
 ② 「区分番号」欄：「10404」
 ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額